



神奈川県

令和8年度「大学生等向けインターンシップ事業」

学生向け事業説明会

【主 催】 神奈川県

【受託運営】 株式会社学情

※本事業は、神奈川県が株式会社学情に委託して実施しています。

事業概要

1.事業の目的

【目的】

「就職先の選択肢を増やす」

障害福祉に関する理解を深め、
卒業後の進路として障害福祉分野が選択肢のひとつとなる



障害福祉サービスには
障害の程度や
利用者の状況に応じた
様々なサービスがあります。

どのような仕事なのか知ること
仕事のやりがいや
魅力を感じることができます！

※本事業は産学協議会の分類によるインターンシップの類型に該当しないインターンシップです。

2. 事業の参加要件

【対象要件】

■学生

- ・神奈川県に在住または、
神奈川県内の学校（大学、短期大学、専門学校）に通学

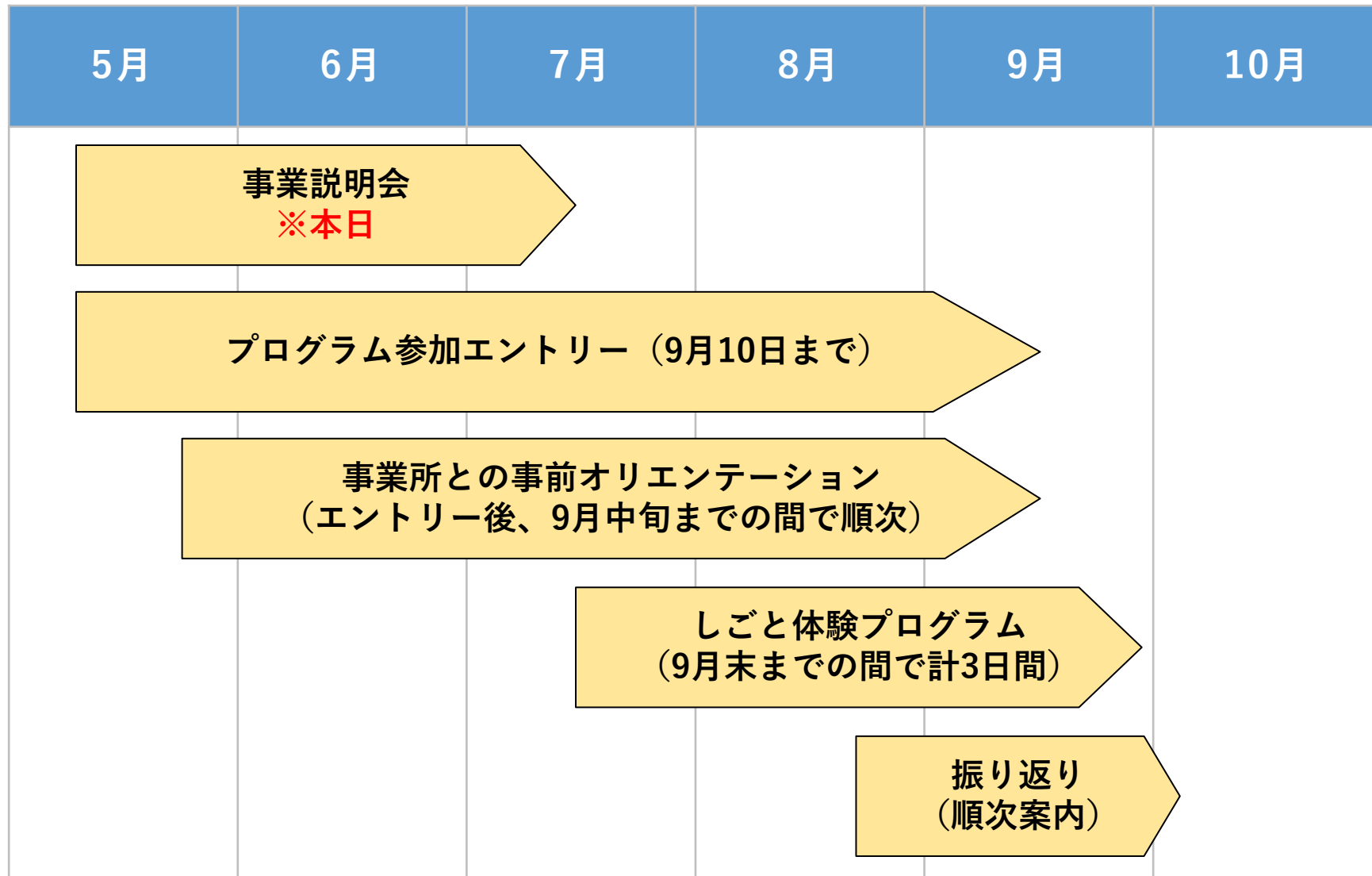
※全学部・学科、全学年の学生が参加可能です！

前年度も多く福祉以外を専攻する学生が参加しました。

■事業者

- ・障害福祉サービスを提供する事業者
- ・神奈川県内に所在する事業所で受入が可能

3 .事業の流れ



5.事前オリエンテーション

※オンライン開催

事前オリエンテーションの流れ

①日程調整

- ・運営事務局から実施日時の調整連絡

※「学生」「事業所」双方に連絡します。
事業所への直接連絡は不要です。

②実施

- ・使用ツール：Zoom

※運営事務局がリンクを用意・共有します。

- ・実施内容：

- ①自己紹介（学生と担当者）

- ②プログラム概要、参加時の諸注意説明

- ③実施日時の調整

- ④運営事務局からの諸注意説明

※面接や選考はありません。

6 .しごと体験プログラムへの参加

しごと体験プログラム（夏季）実施要件

①実施日程

- ・ 7月から9月末日までの実施期間中で3日間
- ※実施日は連続した日程でなくても問題ありません。
- ※感染症等の影響で実施日程が変更になる可能性があります。その際は実施日程を再調整します。

②実施時間

- ・ 1日6時間（45分以上の休憩を含む）
- ・ 日報提出もプログラムの時間内に含む
- ※諸事情等から実施時間を短縮する可能性があります。

③実施場所

- ・ 神奈川県内の各事業所内
- ※外出の可能性があります。自身の運転による移動は禁止です。

④指導

- ・ 職員1名以上が指導担当としてサポート

⑤実施内容

- ・ 各事業所のページまたは、事前オリエンテーションで確認
- ※原則 利用者の身体に触れる体験はありません。

⑥その他

- ・ 昼食は自己負担
- ※事業所の特性・好意によりご用意いただける可能性があります。事前オリエンテーションでご確認ください。

7 .助成金の支給

しごと体験プログラムへの参加者に対し助成金を支給

■支払いの流れ

- ・参加1日あたり5,000円の助成金を支給

※助成金は全日程（3日間）参加した場合のみ支給します。

- ・参加状況は日報で確認

※日報は最終日に事業所の担当者に提出してください。

コピーを取ったうえで原本はお戻しします。

事業所より日報を事務局宛てに提出いただきます。

- ・日報提出の確認が取れたのち助成金を支給

※提出が確認できない場合は、助成金が支給されません。

■支給方法・タイミング

- ・日報の提出が確認できた月末締め・翌月末払いで銀行振込みにて支給

※参加決定後「助成金振込先情報シート」を作成いただきます。

※複数回参加された場合、助成金の支給は初回（1回）のみとなります。

8.事後学習（振り返りセミナー）

しごと体験プログラム参加者同士での振り返り、 就職活動をテーマとした情報交換会

振り返りセミナー（夏季）概要

①実施日程	<ul style="list-style-type: none">・ 令和8年8月28日（金） 17：00～18：00・ 令和8年9月18日（金） 17：00～18：00・ 令和8年10月3日（土） 17：00～18：00 <p>※プログラム終了後に運営事務局から詳細をご案内します。 参加可能な日程にご参加ください。 ※参加は任意となります。</p>
②実施方法	<ul style="list-style-type: none">・ オンライン（Zoom）開催
③実施内容	<ul style="list-style-type: none">・ しごと体験プログラム参加の振り返り・ 障害福祉サービスで働く魅力についての考察・ しごと体験での経験を活かした就職活動の方法・ 参加者同士の情報交換 等

9. 保険加入について

「インターンシップ保険」に運営事務局経由で加入します。

契約中の保険種類	保険金が支払われる場合（想定ケース）	補償内容
<p>■賠償責任保険</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業所所有（管理）者賠償責任保険・ 生産物賠償責任保険・ 受託者賠償責任保険	<p>活動中に参加者のミスが原因で第三者に身体障害や財物損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合。</p> <p>活動中に参加者が行った作業の結果が原因で、第三者に身体障害や財物損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合。</p> <p>活動中の参加者の過失に直接起因して、保管中の受託物の滅失、毀損、紛失及び盗難により、受託物の所有者に対して、法律上の損害賠償責任を負う場合。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 身体/財物損壊共通 5,000万円 (1事故・保証期間中) 免責（自己負担金）5,000円・ 身体/財物損壊共通 5,000万円 (1事故・保証期間中) 免責（自己負担金）5,000円・ 財物損害 250万円 (1事故・保証期間中) 免責（自己負担金）5,000円
<p>■約定履行費用保険</p>	<p>活動中また実習先への行き帰りの事故等で参加者自身が怪我をしてしまった場合、またその事故等がきっかけで後遺症等の障害、死亡に繋がった場合。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 遺族見舞金 1,000万円・ 障害見舞金 1,000万円・ 治療見舞金（通院費等、上限20万円で実費支払い）

10. 感染症拡大防止への取組

感染症拡大防止の観点より以下の取り組みを実施してください。

- (1) 参加を希望する学生に対しては、以下に同意のうえ、参加を受付けます。
 - ①現在、私および同居家族等の周辺に感染者や濃厚接触者はいません。
 - ②現在、私および同居家族等に発熱や喉の痛み、咳の症状はありません。
 - ③直近1週間以内に、私および同居家族等に海外渡航歴はありません。
 - ④参加1週間前及び参加期間中「健康チェック行動確認票」に記録する。
また、受入事業所が求める健康管理に努めます。
- (2) ④の記録期間中に以下の症状がある場合はすみやかに医療機関を受診する。
また、運営事務局に連絡し、プログラムへの参加可否の判断を仰ぐ。
 - ・発熱を伴う風邪症状がある場合
 - ・その他、感染症が疑われる症状がある場合
- (3) 体験期間中は「マスクの着用」「手洗い」「手指のアルコール消毒」等基本的な対策を徹底し、受入事業所の提示する感染症対策等のルールに従う。

※事業所にて抗原検査や細菌検査等の別基準を設けている場合は、事業所の基準に従う。

障害福祉サービス

11. 障害福祉サービス

■訪問・通所型サービス①

サービス名	サービス内容	対象
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。	障害者 / 障害児
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）	障害者
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。	障害者 / 障害児
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行います	障害者 / 障害児

11. 障害福祉サービス

■訪問・通所型サービス②

サービス名	サービス内容	対象
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。	障害者
生活介護	障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。	障害者
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ適応するための訓練及びその他必要な支援を行います。	障害児

11. 障害福祉サービス

■訪問・通所型サービス③

サービス名	サービス内容	対象
保育所等訪問支援	保育所やその他幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・認定こども園などに通っている身体や知的または精神に障害や発達障害のある児童向けのサービスです。その施設を訪問し、その他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	障害児
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。	障害者/障害児
児童発達支援	学校に就学していない身体や知的または精神に障害や発達障害のある児童向けの通所型のサービスです。児童発達支援センターや児童発達支援事業所で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	障害児
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害（肢体不自由）のある児童向けの通所型のサービスです。医療機関の設備を有した医療型児童発達支援センターや指定医療機関で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。	障害児

11. 障害福祉サービス

■訪問・通所型サービス④

サービス名	サービス内容	対象
放課後等デイサービス	学校に就学している身体や知的または精神に障害や発達障害のある児童向けの通所型のサービスです。授業の終了後や学校の休業日に児童発達支援センターや児童発達支援事業所で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。	障害児

11. 障害福祉サービス

■入所・居住型サービス①

サービス名	サービス内容	対象
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	障害者・障害児
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。	障害者
福祉型障害児入所施設	知的障害児、肢体不自由児、盲ろうあ児などを対象にした福祉型障害児入所施設への入所により、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。	障害児

11. 障害福祉サービス

■入所・居住型サービス②

サービス名	サービス内容	対象
医療型障害児入所施設	入所による支援を必要とする障害児のうち、知的障害のある児童、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（肢体不自由）のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を対象に、医療機関の設備を有した施設への入所にて、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与、治療を行います。	障害児
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。	障害者
共同生活援助	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。	障害者

11. 障害福祉サービス

■ 訓練・就労支援サービス①

サービス名	サービス内容	対象
自立訓練（機能訓練）	障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	障害者
自立訓練（生活訓練）	障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	障害者
宿泊型自立訓練	障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	障害者
就労移行支援	就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。	障害者

11. 障害福祉サービス

■ 訓練・就労支援サービス②

サービス名	サービス内容	対象
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。	障害者
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。	障害者
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。	障害者

11. 障害福祉サービス

■相談支援サービス①

サービス名	サービス内容	対象
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用の申請に当たり、サービス等利用計画についての相談やサービス利用計画作成などの支援を行うとともに、利用状況等を勘案し利用計画の変更や関係者との連絡調整などの支援を行います。	障害者 / 障害児
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型発達支援）を利用しようとする児童やその保護者に対して、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行います。（障害児施設の入所については地域の児童相談所で行います。）	障害児
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。	障害者
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	障害者

参加にあたっての諸注意事項

12. 参加時のマナー①

■ 挨拶をする

「おはようございます」「ただいま戻りました」「食事に行ってきます」
「行ってらっしゃい」「おかえりなさい」「ありがとうございました」
「お先に失礼します」「お疲れ様でした」等

■ 分からないことはすぐに**確認**する

■ 職場の**整理整頓**を心がける、 使ったものは元の場所に戻す、 備品や用具の私的な利用はしない

■ 人が見ていないときの**行動**にも**注意**する 離席するときは居場所を周りの人に知らせる

12. 参加時のマナー②

- 参加中、プログラム上で必要な時以外は携帯電話を出さない・触らない
- 体調が悪くなったときは、遠慮せずすぐに申し出る
- メール連絡時は必ず相手の名前と自身の氏名を入れる
株式会社●● ●●様
●●大学の●●です。

これらは

就職活動や職場でも必要となるスキルです

13. 諸注意事項①

例)

・利用者の△△さんに

「トイレに行きたいから車いすを押して」と頼まれた

対応に困ったときはまず

指導担当職員にすぐに相談しましょう！

利用者の身体に触る介助業務は原則禁止しています。

ただし、利用者の身体に直接触れなければならないような場合には、必ず指導担当職員等が立ち会い安全を確保したうえで実施します。

福祉職場における介助や介護には一定の経験が求められます。

自己判断による行動は事故発生へのリスクに繋がります。

13. 諸注意事項②

例)

- ・オリエンテーションで聞いていた内容と全然違う内容だった。
- ・6時間の予定なのに、いきなり「今日は3時間で帰っていい」と言われた。
- ・車を運転してほしいと言われた。

あれ？おかしいなと思ったら

運営事務局にご連絡ください！

例)

- ・利用者と仲良くなり一緒に写真を撮影した。
- ・施設の写真や利用者の写真を自身のSNSに掲載した。
- ・プログラムで体験した内容をSNSに掲載した。
- ・提供された資料内容等をSNSに掲載した。

参加先で知り得た情報や職員、利用者の情報は個人情報が含まれます。記録に残したりSNS等で発信することは、個人情報保護法の違反に繋がりますので行わないよう注意してください。

14 . お問い合わせ先、各種書類提出先

神奈川県しごと体験プログラム運営事務局
株式会社学情

担当：

- ・ 中村（ナカムラ）
- ・ 植田（ウエダ）
- ・ 馬上（ウマガミ）

TEL：03-6775-4713

E-mail：kanagawa-fukushi-intern@gakujo.ne.jp